

～～事前登録された方へ～～

登録後の流れについて

行方が分からなくなった時

家族

警察署へ相談し、行方不明者届を提出します。

警察署

高齢者支援課へ支援要請をします。

高齢者支援課

協力事業者や市民に情報提供を行い、捜索への協力を依頼します。（情報提供の内容や範囲は、家族等に確認します。）

【提供する内容】氏名、年齢、服装、持ち物 等

協力事業者

市に協力の申出があった介護サービス事業所等に、協力の依頼を行います。

市民

家族等の同意を得て、市民メール等により広く情報を提供します。

保護・発見された時

- ・警察署から、家族へ連絡があります。
- ・協力事業者と市民へ、高齢者支援課から連絡をします。

様式は市ホームページからダウンロードできます

「岩国市」



事前登録している高齢者等の状況が変わった時

- ・登録された情報は、警察署と共有していますので、状況に変更があったときは、速やかに手続きをお願いします。
- ・年1回、登録状況の確認のため、市から書類を郵送します。

- ・担当ケアマネジャーの変更
- ・家族等の連絡先の変更 等

岩国市はいかい高齢者等SOS
ネットワーク事業事前登録届



- ・入院、入所
- ・市外転出、死亡 等

岩国市はいかい高齢者等SOS
ネットワーク事業事前登録廃止届

ご不明な点は、市高齢者支援課（0827-29-2511）までお問合せください。

作成 岩国市高齢者支援課